

"Kyodo-Sankaku"

共同参画



"Kyodo-Sankaku"
Number 60
September 2013
Japan Cabinet Office

9

内閣府

Special Feature

特集／男性にとっての男女共同参画について
～男性が地域・家庭でもいきいきと
活躍できる社会をめざして～



主な予定

Schedule

9月30日	シンポジウム「地球社会を共に生きる～子どものまなざしから考えるワーク・ライフ・バランス～」(静岡県静岡市)
10月5日	男女共同参画宣言都市奨励事業(和歌山県上富田町)
10月11日	シンポジウム「女性の活躍で未来を拓く～多様なキャリア形成による経済社会の活性化～」(岡山県岡山市)
10月28日	シンポジウム「小さい会社が女性の活躍で～トップの意識で変わる、変える、これからの中小企業～」(福岡県福岡市)
11月9日	男女共同参画フォーラム(埼玉県さいたま市)
11月10日	男女共同参画宣言都市奨励事業(茨城県阿見町)
11月12日～25日	女性に対する暴力をなくす運動(主唱:男女共同参画推進本部) (11月25日 女性に対する暴力撤廃国際日)
11月17日	男女共同参画宣言都市奨励事業(北海道苫小牧市)
11月30日	男女共同参画宣言都市奨励事業(島根県雲南市)
12月5日	男女共同参画フォーラム(福岡県福岡市)

巻頭言

共同参画に寄せて

Foreword

明星大学教授
高橋 史朗



Takahashi Shiro

私はかつて政府の少子化対策重点戦略検討会議の家族と地域の絆について審議する分科会の委員をさせていただいたが、わが国のこれまでの少子化対策は、出生率の回復につながらなかった。地方の出生率が急落しているにもかかわらず、従来の少子化対策は都市部で働く正社員の女性中心で、全国的なバランスのとれた対策と松田茂樹氏が『少子化論』において指摘している育児期において約8割を占める「典型的家族」が子供を生み育てやすい環境を作るための施策が不足していた。

少子化対策としての従来の子育て支援策は、働く女性の子育て負担を保育サービスの量的拡大によって軽減することが主目的になり、親としての成長、発達を支援する「親育ち」支援という視点が欠落していた。親は子育てを通して親として成長する存在であるから、親子がきちんと向き合う環境を整備し保障する子育て支援が必要である。

男女共同参画第四次基本計画の策定に向けて、これまでの項目、数値目標などの根拠の総点検を行うとともに、親子が向き合う「家族の絆」を深めるという視点から男女共同参画のあり方について根本的に見直す必要がある。

目次

Contents

特集

男性についての男女共同参画について ～男性が地域・家庭でもいきいきと活躍 できる社会をめざして～

Page 02

行政施策トピックス1

「平成24年度 東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業」報告書の公表について

Page 08

行政施策トピックス2

都道府県労働局雇用均等室における男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する相談、指導等の状況について

Page 10

行政施策トピックス3

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の改正の概要

Page 12

連載

その1 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組事例②／
仮設住宅の集会所に保育施設を開設（福島県富岡町）

Page 13

その2 男女共同参画は、日本の希望⑤ 少子化対策としての男女共同参画－性別役割分業型家族の限界／
山田 昌弘（中央大学教授）

Page 14

その3 女性首長から「宇部市の男女共同参画への取組について」／
久保田 后子（宇部市長）

Page 15

ニュース&インフォメーション

国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業の開催 他

Page 16

男女共同参画センターだより

さいたま市男女共同参画推進センター



男性にとっての男女共同参画について —男性が地域・家庭でもいきいきと活躍 できる社会をめざして—

内閣府男女共同参画局推進課

1. 施策の背景

～なぜ、男性にとっての男女共同参画か

平成22年12月に閣議決定された第3次男女共同参画基本計画では「男性、子どもにとっての男女共同参画」が、新たに重点分野として盛り込まれています。

男女共同参画社会とは、多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で活躍できる社会のことであり、男性にとっても暮らしやすい社会です。とりわけ、高齢化が進む中で、親の介護や高齢期における自分自身の孤立化の問題など、男性自身に関わる課題に対応するためにも、男性が仕事だけではなく、家庭や地域生活にも積極的に参画していくことが必要だと考えています。また、

労働力人口が減少する中で、持続的な経済成長実現のためには女性の活躍が不可欠となりますが、そのような観点からも、男性の育児、介護への参画は重要です。

2. 男性が地域や家庭でも活躍できる社会

1) 男性も「仕事中心」の人生を望んではいない

・育児への参加希望と長時間労働の課題

男性の育児休業取得希望者は約3割であるなど、男性も育児に参加したいと考えていますが、実際の取得率は1.89%に過ぎません。(図1) また、男性が育児に費やす時間は39分と低調にとどまっています。(「社会生活基本調査」平成23年：総務省)

これは、男性の長時間労働がひとつの要因であると考えられ、週60時間以上の長時間労働を行っている男性労働者の割合を見ると、全体で13.7%、育児期の30歳代に限ると18.2%と約2割にものぼっています。(「労働力調査」平成24年：総務省)

一方、労働時間が長くなるほど、仕事をやめたいと思ったことが「よくあった」という傾向があります。(図2)

男性も、決して仕事だけの人生を望んでいる訳ではないと言えるでしょう。

・高まる介護ニーズ

介護や看護を理由に離職した人は、平成23年10月から24年9月までの1年間で約101,100人（男性約19,900人、女性約81,200人）に上り、

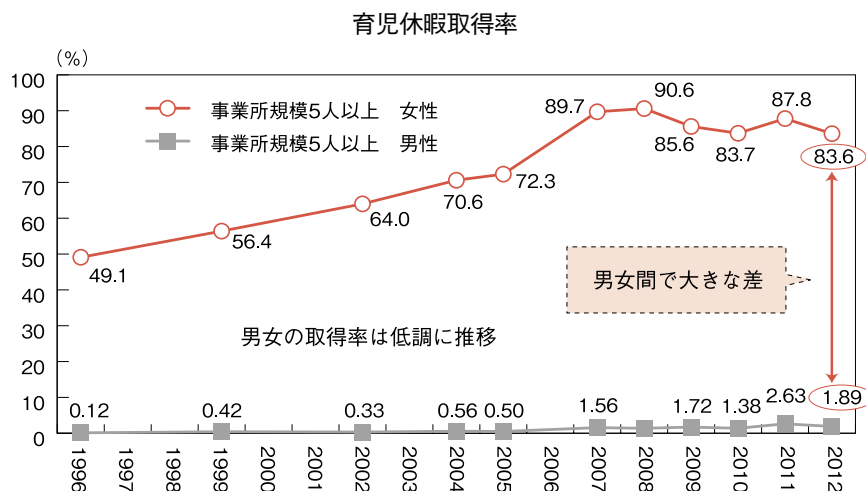
図1 男性の性別役割分担意識

■ 両立支援制度を利用したいと考えている男性も多いが、利用は進まない。

両立支援制度の利用意向

	全体	男性	女性
調査数 (n)	1,553	752	801
育児休業制度	50.9%	31.8%	68.9%
育児のための短時間勤務制度	48.9%	34.6%	62.3%

約3割は制度を利用する意向あり

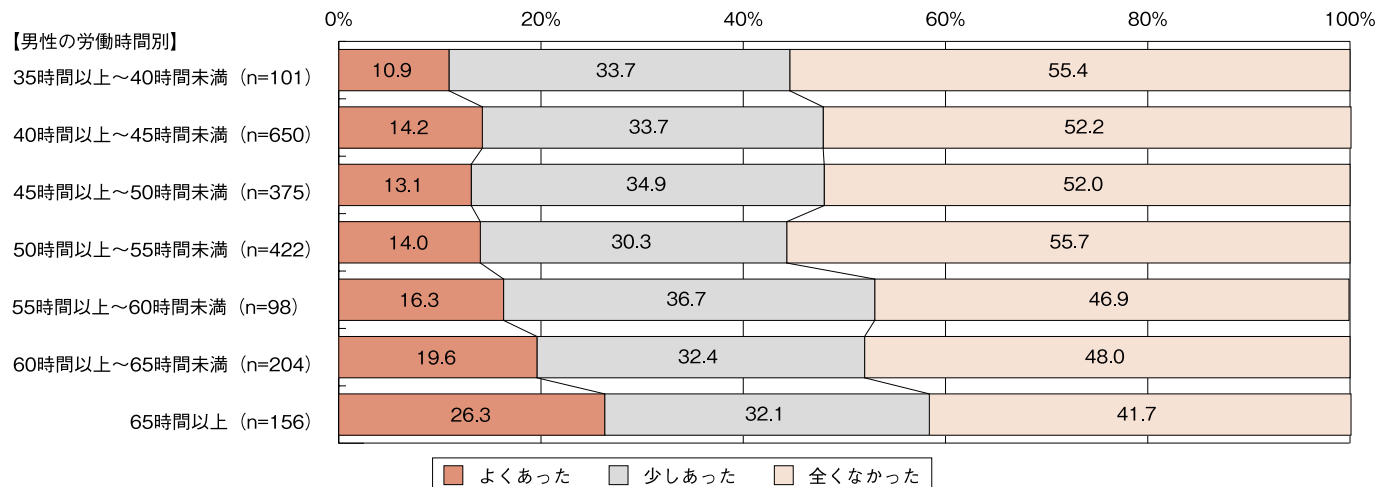


1. 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(2007年以降は厚生労働省「雇用均等基本調査」)により作成
2. 数値は、調査年の前年度1年間に出生した者のうち、調査年10月1日までに育児休業を開始(申出)した者の割合
3. 2011年度の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
※事業所規模5人以上。

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の形成は、日本の社会にとっても、男性にとっても重要であり、男性がより暮らしやすくなるものであることについての理解を深める。

また、男性自身の男性に関する固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、長時間労働の抑制等働き方の見直しにより、男性の地域生活や家庭生活への参画を進める。

図2 男性自身が仕事をやめたいと思ったこと（男性の労働時間別）



男女とも増加傾向にあるとともに、男性が約2割を占めるなど男性自身の課題にもなっているといえます。（図3）

別の調査では、自分（夫）の親の介護を妻にしてほしいと考える男性が23.9%（そう思う、ややそう思うを合わせて）に対して、そう思わない（そう思わない、あまりそう思わないを合わせて）とする回答が29.7%と上回っています。（「男性にとっての男女共同参画に関する意識調査」平成24年：内閣府）つまり、自分（夫）の親が高齢になり介護が必要となった場合に、自らが介護を行うという意思を持った男性が多いという結果になっています。

・ワーク・ライフ・バランスの希望と現実

ワーク・ライフ・バランスの希望と現実についてみると、特に男性は、希望に反して「仕事優先」となっている人が多い状況です。（男性の「仕事」を優先したいという「希

望」が16.8%に対し「現実」が37.7%）（図4）

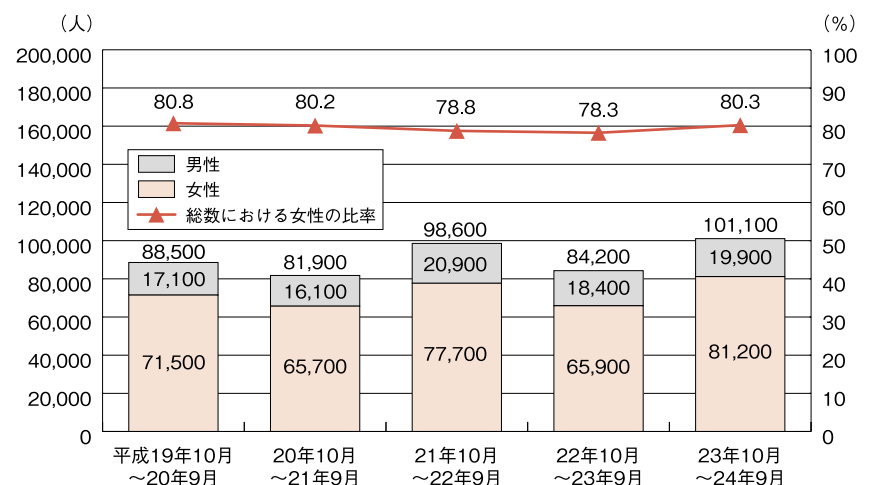
育児期の人、親の介護に直面した人たちが、男女とも仕事と生活の調和を実現できることが大事になります。そのためには、仕事と生活の調和に向けて国や地方自治体が施策を推進するとともに、特に男性が自分

自身や部下の方の働き方の見直しを行うことや、意識を変えていくことが必要になると考えています。

2) 生き甲斐のある生活のために

本人の老後の楽しみや普段の生き甲斐は、妻との会話の量と関係しています。妻と「よく話す」と答えた

図3 介護・看護を理由に離職・転職した就業者数



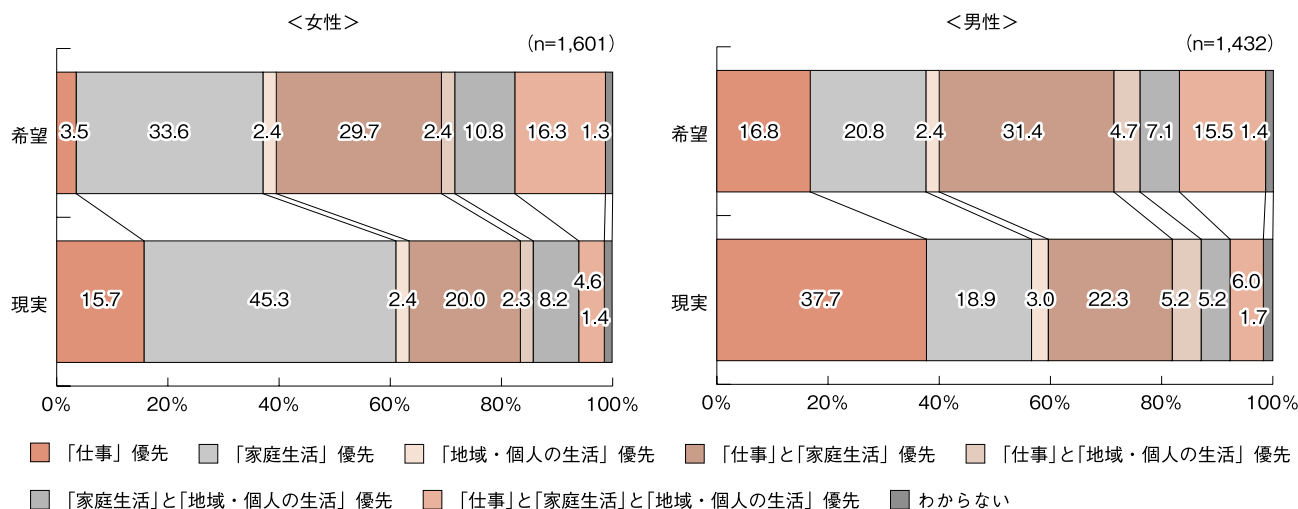
（備考）

1. 総務省「平成24年就業構造基本調査」より作成。

2. 複数回離職・転職した者については、前職についてのみ回答しているため、前職以前の離職・転職については数値に反映されていない。

男性にとっての男女共同参画について —男性が地域・家庭でもいきいきと活躍 できる社会をめざして—

図4 仕事と生活の調和に関する希望と現実（性別・年代別）

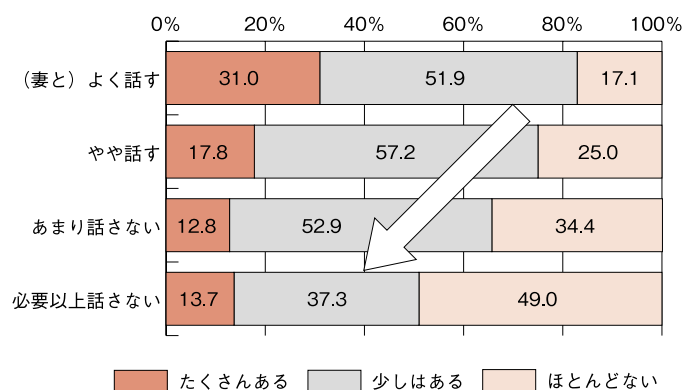


(備考)
 1. 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成24年10月調査)より作成。
 2. 「生活の中での、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」(地域活動・学習・趣味・付き合い等)の優先度についてお伺いします。まず、あなたの希望に最も近いものをこの中から1つだけお答えください。それでは、あなたの現実(現状)に最も近いものをこの中から1つだけお答えください。」への回答。

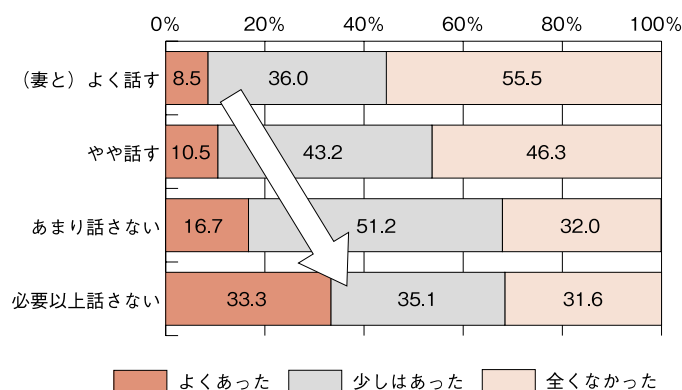
図5 生き甲斐をもたらす夫婦のコミュニケーション

■ 「妻とよく話す」男性に見られる傾向は (話さない男性との比較)
 「定年後の楽しみ、計画がある」者が増加する
 「何もやる気がしない」と感じるものが少ない

○ 「定年後や老後の楽しみや計画の有無」と夫婦間コミュニケーションとの関連



○ 「何もやる気がしないと感じたこと」と夫婦間コミュニケーションとの関連



男性にとっての男女共同参画に関する意識調査 (平成24年 内閣府)

男性ほど「定年後の楽しみ、計画がある」者が増加し、「何もやる気がしないと感じたこと」が少なくなるという結果になっています。(図5)

また、男性が家事や地域活動に参加するために必要なことを調査したところ、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」及

び「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が上位を占めました。(図6) 男性が家庭や地域活動に参画し、

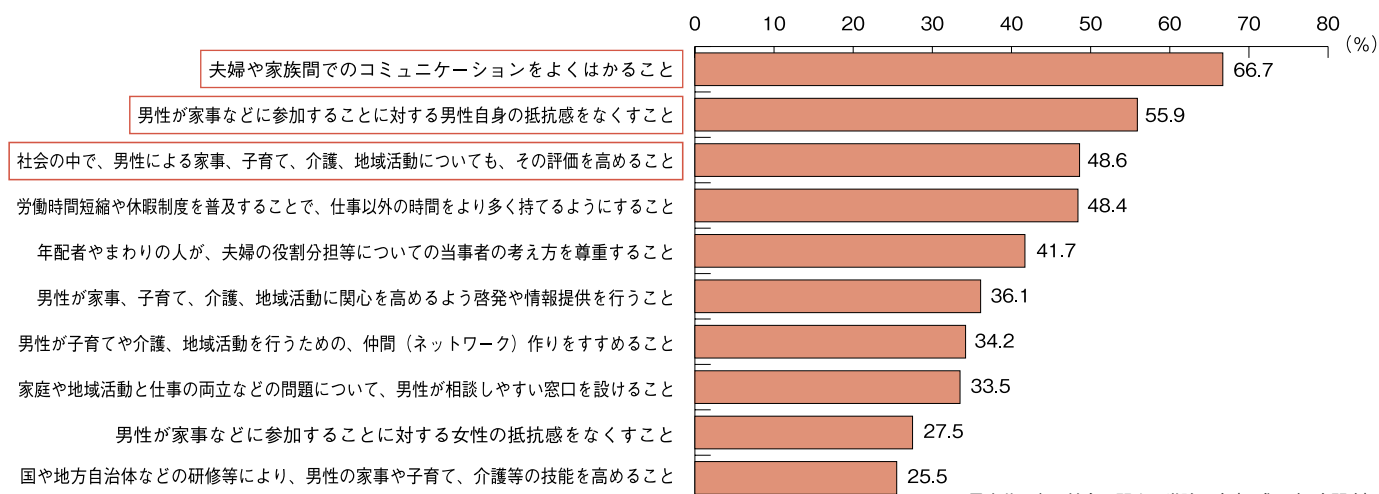
図6 男性の家庭や地域参画に必要なことは？

■ 男性の地域参画（※）に必要なこととして上位にあげられたのは

- ・夫婦や家族間のコミュニケーションをよくはかること
- ・男性の地域参画に関する男性自身の抵抗感をなくすこと
- ・男性の地域参画に関する社会の評価を高めること

（※）ここでは、男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加することを、男性の地域参画としています。

男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと（複数回答）



男女共同参画社会に関する世論調査（平成24年 内閣府）

ひいては、生きがいを持って生活していくためには、夫婦間のコミュニケーションが重要だということがよくわかる数字だと思います。

3. 国と地方自治体の取組紹介

1) 国の取組

「男性にとっての男女共同参画」の取組のうち、男性の地域・家庭への参画に関わりの強いものをご紹介します。

・「男性にとっての男女共同参画ホームページ」運営

男女共同参画の意義について、男性の立場・視点から理解を深めることに役立つ情報を発信し、国民各層における意識改革を促すため、平成

内閣府男女共同参画局
Gender Equality Bureau, Cabinet Office

御意見・御感想 関連サイト English

文字の大きさ 標準 大きく

男女共同参画とは 主な政策 推進本部・会議等 国際的協調 広報・報道 基本データ

内閣府ホーム > 内閣府男女共同参画局ホーム > 主な政策 > 男性にとっての男女共同参画

内閣府共通検索

男性にとっての男女共同参画

男性にとっての男女共同参画 コラム シンポジウム 自治体の取組 調査研究

男性にとっての男女共同参画

ここでは男女共同参画の意義について、男性の立場・視点から理解を深めることに役立つ情報を掲載していきます。

■ 「男性にとっての男女共同参画」

男女共同参画というと多くの方が、「それは女性のためのもの」と感じるかもしれませんが、男性にとっても重要な問題だと思います。

例えば、こんな経験はないでしょうか。

- ・育児休暇を取りたくても「奥さんがいるのに何で私が？」と取れなかった
- ・「男は子育てを吐くべきでない」との思いから、悩み事を相談できずにいた
- ・「男性だから」という意識が、あなた個人にとっても、社会全体にとっても重荷になっていることがあるのではないのでしょうか

■ 固定的性別役割分担意識

「男は仕事・女は家庭」等のように性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のことを「固定的性別役割分担意識」と呼んでいます。女性が「固定的性別役割分担意識」によって社会進出を阻まれてきた、ということはよく言われていますが、男性も、「男は仕事」、「男は強くなければならない」など、性別による役割の固定化を受けてきたと言えます。

■ 「男女共同参画社会」のめざすもの～男性にとっても暮らしやすい社会を

私たちのめざす男女共同参画社会とは、男性だから、女性だから、ということではなく、ともにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を発揮することができる社会です。

男性自身の、男性に関する「固定的性別役割分担意識」を解消できれば、男性がより暮らしやすい社会を築いていくのではないのでしょうか。

男性にとっての男女共同参画について —男性が地域・家庭でもいきいきと活躍 できる社会をめざして—

24年3月に「男性にとっての男女共同参画局ホームページ」を立ち上げ、運営しています。

アドレス：http://www.gender.go.jp/policy/men_danjo/index.html

※「男性にとっての男女共同参画」で検索してください

・地方自治体職員向け研修の実施

今年度は、「男性にとっての男女共同参画」について、地方自治体の職員の方を対象とした研修を実施します。男性が地域・家庭でも活躍できる社会をつくるにはどうすればよいかを考えるとともに、担当者間のネットワーク構築を目的に実施を予定しています。

『シングルモルトかカクテルか？「多面性」が人生にもたらす「豊かさ」について考えてみませんか。』

というテーマを掲げ、「地域を舞台に多面的に活躍している男性」によるトークセッションなどを行います。「男性にとっての男女共同参画」の推進をめざすうえで「あるべき姿」をイメージするとともに、その実現のための啓発活動のあり方を検討します。

※平成25年9月20日 内閣府にて実施予定

・男性にとっての男女共同参画シンポジウムの実施

「ワーク・ライフ・バランスのGood&NGプラクティス集 選定会議」

男性の地域や家庭への参画等につなげるため、男性にとっての男女共同参画の意義を理解していただくことを目的に、なじみやすい、身近で

具体的なテーマを設定し、多様な生き方を実践している男性に関する「生の声」の発信などを盛り込んだシンポジウムを毎年開催しています。

今年度は、ワーク・ライフ・バランスをテーマに、仕事だけでなく育児や地域での活動等にも貢献し、人生を豊かにする上で必要となる、ワーク・ライフ・バランスを実現するために、職場における上司・部下の立場でどうすればよいかをテーマに実施します。職場における関係性から「やってよかったこと、やってはいけなかったこと」のエピソードを募集し、有識者の議論により、「プラクティス集」を選定、ホームページで公表を予定しています。

※事例の募集は、男女共同参画局ホー

タイトル	自治体名	キーワード
めむろ「パパ・スイッチ事業」	北海道 芽室町	父親、子育て、地域
パパがつくる基本のクッキング&家族にモテるパパになる秘訣	青森県	カジダン・イクメン、パパ友、Facebook、パパッとクッキング、ランチセミナー、パパのリアル&モテ
パパパワーUP講座	秋田県 大仙市	地域での子育て支援、仲間づくり、趣味・技能
気分は料理の鉄人！	栃木県	男性講座、男の料理教室
育男手帳（イクメンハンドブック）	千葉県 千葉市	子育て支援、女性視点の参照
ムラパパマイスター養成講座	東京都 武蔵村山市	父親、子育て、地域参画
男性の生き方講座（定年期向け）	新潟県 新潟市	男性講座、生き方、仲間づくり、グループ支援
クイズ感覚で家事の知識を学ぶ	福井県	男女参画、家事参加、検定、家事講座、Facebookでの発信
「オトコのしゃべり場 心のみカフェ」	静岡県	男性相談、男性の意識、悩み、語り合い
男性にとっての参画プロジェクト	愛知県	啓発用DVD、多様な団体との「協働」
「ファミリースマイルUP！」	滋賀県	ワーク・ライフ・バランス、イクメン、カジダン、ケアメン、イクメン
地域デビュー講座	京都府 京都市	地域活動、社会貢献、ノウハウ伝授、広範な連携
クレオ大阪の取組み	大阪府 大阪市	家庭生活・地域活動への参画、男性相談、交流
プラチナ塾&イクメン・カジダン養成講座	広島県 広島市	男性の家庭生活・地域活動等への参画、世代別、NPOとの協働
男磨き、そして絆づくり	熊本県 天草市	男性にとっての男女共同参画、市民団体との協働、ファッションショー、夫婦円満、高齢化社会、介護

ムページにて行っています。
http://www.gender.go.jp/policy/men_danjo/sympo/kyushu01.html

2) 地方自治体の取組

男性の意識改革については、地方自治体において、各地域の実情を踏まえた様々な取り組みが進められています。そのうちいくつかについて、概要をご紹介します。なお、各取組の詳細については、「男性にとっての男女共同参画ホームページ」にて紹介しておりますので、ご参照ください。http://www.gender.go.jp/policy/men_danjo/municipality/effortsinq.html

4. 「男性にとっての男女共同参画コラム」のご紹介

男女共同参画を、男性の視点から捉えるためのヒントは、日常生活の色々な場面にみられます。「男性にとっての男女共同参画ホームページ」に掲載されている「コラム」の中で、「男性の地域・家庭参画」をテーマにしたものをご紹介します。

・男性たちに男女共同参画の重要性を認識してもらうために

著者：伊藤 公雄氏（京都大学大学院文学研究科・文学部 教授）

京都大学の伊藤公雄教授に、男女共同参画を男性の視点から捉える意義など、基本的な事柄について語っていただきました。

- ・男性の長時間労働と「家庭不在」
- ・女性の活躍と経済発展
- ・効率のよい働き方と家庭・地域

への責任

これらは「女性だけの問題」ではなく、「男性」さらには「未来」の問題でもあり、誰にとっても意義のあるものではないでしょうか。

・父親になったらOSを入れ替えよう！

著者：安藤 哲也氏（NPO法人ファザーリング・ジャパン フェウンダー／副代表理事）

NPO法人ファザーリング・ジャパンの安藤哲也氏は、自分の中の古い価値観を変えることを「OSの入れ替え」と言っています。父親が育児参加するために必要な「OSの入れ替え」とは何でしょうか？

本コラム内で、ご自身の体験も踏まえて語って頂きました。

・団塊世代男性のつぶやき～もっと語って～

著者：大日向 雅美氏（恵泉女学園大学大学院教授）

恵泉女学園大学の教授であり、子育て関係のNPOの代表もされている大日向雅美氏に、仕事の第一線を退いた後の男性の生き方等について、考えることを語っていただきました。

「男は我慢・女は不満」という言葉が引用されています。

仕事と家族に対する男性と女性、それぞれの思い、そしてすれ違いを言い当てているのではないのでしょうか。「仕事一筋」の生き方で日本経済の成長を支えてきた

男性たちが、胸の内を吐露する場面は印象的です。

・言われてガックリきた一言・言われて「しまった！」という一言

「家事・育児にがんばっているのに、パートナーから言われてガックリした一言（女性の場合、言ってしまった一言）を教えてください」という質問に寄せられた回答について語るものです。昨年2月に実施した「男性にとっての男女共同参画シンポジウムinしが」にて、ご来場の方々にアンケートをお願いしました。

「『協力するよ』と（妻に）言ったら、『その時点で上から目線だ』と言われた」男性の話や、片付けや洗濯をした夫に「『自分のやり方でやってくれなかった』と怒ってしまった」女性の話などが寄せられました。

家事・育児に参加しようとしている男性に対し、女性からかけられる様々な言葉。男女それぞれの目線から語られる短いストーリーは、身近な内容だけに、多くのヒントが含まれているように思います。

※これらのコラムは、下記のホームページでご覧いただけます。
http://www.gender.go.jp/policy/men_danjo/column/index.html



「平成24年度 東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業」報告書の公表について

内閣府男女共同参画推進課

1. はじめに

内閣府男女共同参画局では、平成23年5月10日から岩手県、同年9月1日から宮城県、さらに平成24年2月11日からは福島県を含めた3県において、地方公共団体や民間団体と協働で、全国の相談員の協力を得て、東日本大震災による女性の悩み・暴力に関し臨時相談窓口を開設し、電話や面接により相談を受け付けるとともに、相談員が避難所や仮設住宅等を訪問し、直接相談を受け付けることなどにより、被災地において女性が安心して相談できる相談事業を実施しています。

相談者の気持ちに寄り添いながら話を聞き、相談者が抱える不安や悩みを整理し、必要に応じて支援の窓口を紹介することにより、これまで一人で悩みを抱えていた女性を、一人でも多く、必要な相談、支援につなげることを目的としています。

この度、平成24年度に実施した相談事業において、相談員が受けた相談内容について集計し、本年6月に公表いたしましたので、その概要をご紹介します。

2. 相談件数は毎月400件超

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に3県の相談窓口で受け付けた相談件数は、5,573件となっています。毎月400件を超える相談が寄せられており、依然多くの女性が悩みを抱えていることが明らかになっています。

その内訳は、不安、抑うつ、PTSD（注）等の「心理的問題」が21.3%と最も多く、次いで、生きがいや孤独・孤立等の「生き方」が15.2%、親、きょうだい、子どもとの関係等の「家族問題」が14.4%となっています。

本事業の詳細な集計結果については、内閣府のホームページに報告書を掲載しておりますので、ご覧ください。

<http://www.gender.go.jp/policy/saigai/bo-reports.html>

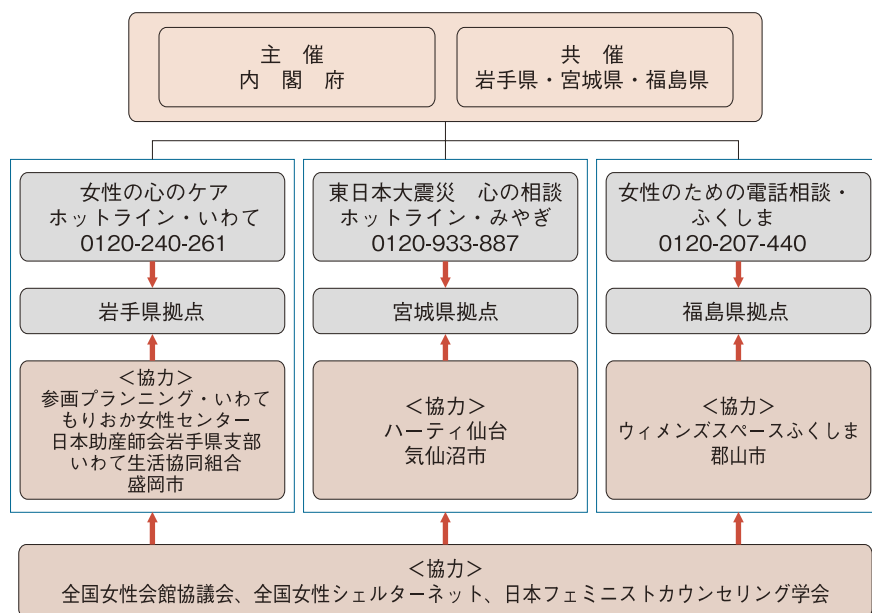
3. 抱える悩みは様々

現地で相談を受けた相談員からの報告によると、発災後時間が経過し、本格的な生活再建に直面し始めたことに伴い、相談内容がより複雑化・多様化する傾向が見られています。

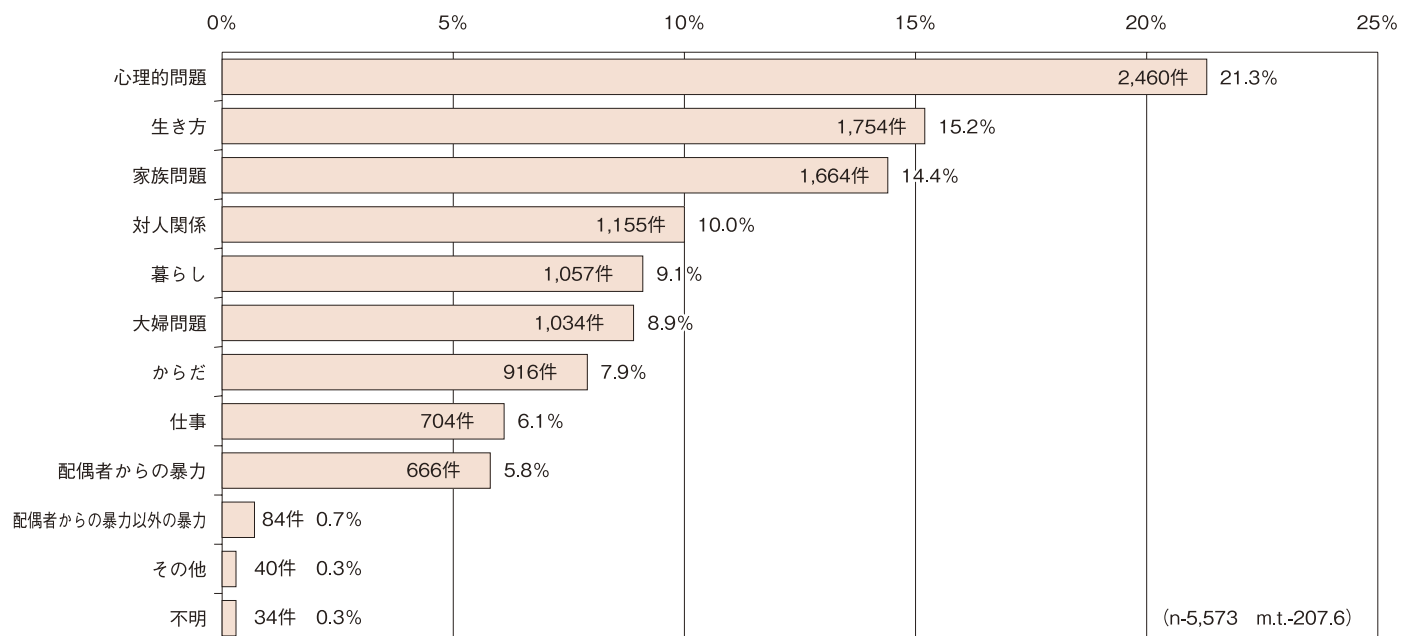
相談の中には「心が復興に追いつかず、自分だけ置いていかれた気持ちになる」、「震災で家を失い親族と同居を始めたが、疎まれ家に居場所がない」、「放射性物質の身体への影響が心配。将来結婚して子どもを産めるのか不安」、「震災で家族を失い、一人で頑張ってきたが孤独に耐えられなくなり死にたい」などのほか、「震災後に夫の暴力がひどくなり、

注：心的外傷後ストレス障害（posttraumatic stress disorder）の略語。

平成24年度 東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業 実施体制図



平成24年度 東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業 相談件数の内訳 (複数回答)



(備考) 1. 相談件数は、電話相談及び面接相談の合計 (要望・苦情、いたずら。無言を除く)。
2. 複数回答11,568件を100%とした場合の割合。

子どもにも暴力を振るうようになった」
「職場の男性から性的嫌がらせを受けているが、震災後にやっと見つけた仕事なので辞めたくない」など、配偶者等からの暴力に関する相談も寄せられています。

4. 今年度事業について

本事業は、今年度も継続することとし、現在も岩手県、宮城県、福島県の3県で平成26年3月31日まで相談を受け付けています。なお、宮城県については、男性からの相談も受け付けています。一人でも多くの女性が必要な支援につながるよう、広報・周知についてご協力いただければ幸いです。

▶女性の心のケア

ホットライン・いわて

0120-240-261

(通話料無料・岩手県内限定)

相談受付時間

月～日 10:00～17:00

▶東日本大震災 心の相談

ホットライン・みやぎ

0120-933-887

(通話料無料・宮城県内限定)

相談受付時間

月～金 (祝日除く) 9:00～16:45

▶女性のための電話相談・ふくしま

0120-207-440

(通話料無料・全国共通)

相談受付時間

月～金 (祝日除く) 10:00～17:00



都道府県労働局雇用均等室における男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する相談、指導等の状況について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課、職業家庭両立課、短時間・在宅労働課

都道府県労働局雇用均等室について

雇用均等室は47都道府県にある労働局の中にあります。男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、次世代育成支援対策推進法を施行しています。具体的には、職場での性別を理由とする差別的取扱いや、セクシュアルハラスメント、育児休業、妊娠・出産や育児休業取得等を理由とする不利益取扱い、パートタイム労働者の雇用管理等に関する労働者や事業主の方々からの相談に対応しています。また、これらに関することで労働者と事業主の間にトラブルが起きた場合は、速やかな解決が図られるよう援助を行っています。

さらに、相談内容から法律違反が疑われる場合や適切な雇用管理がなされていないと考えられる場合は、事業主から事情を聴き、法律に違反している場合には、違反を正すよう指導しています。

【労働局雇用均等室の所在地一覧】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/>

労働局雇用均等室における法施行状況（平成24年度）

1 雇用均等室への相談

雇用均等室に寄せられた男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する相談は115,496件で、前年度（108,575件）より6,921件増加しました。

各法律に関する相談内容は、次ページの図1～3のとおりです。

2 紛争解決の援助

労働者と事業主との間で、男女均等取扱い、育児・介護休業、パートタイム労働者の雇用管理等について民事上のトラブルが生じた場合の紛争解決援助制度のうち、労働局長による紛争解決の援助（※1）申立受理件数は734件で、このうち、男女雇用機会均等法に関する事案が504件で、婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する事案（232件）が最も多く、次いでセクシュアルハラスメントに関する事案（231件）となっています。また、募集・採用、配置・昇進・降格・教育訓練等に関する事案が増加しています。

育児・介護休業法に関する事案は226件で、育児休業に係る不利益取扱いに関

する事案（117件）が最も多く、次いで期間雇用者の育児休業に関する事案（34件）となっています。

また、調停会議（※2）による調停申請受理件数は79件で、このうち男女雇用機会均等法に関する機会均等調停会議による調停申請受理件数は63件で、セクシュアルハラスメントに関する事案（45件）と婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する事案（15件）が合わせて全体の9割以上を占めています。

育児・介護休業法に関する両立支援調停会議による調停の申請受理件数は16件で、育児休業に係る不利益取扱いに関する事案が最も多くなっています。

3 雇用均等室が行った是正指導

雇用均等室が、雇用管理の実態把握を行った事業所のうち、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する何らかの法違反が確認され、是正指導を行った件数は67,509件となっています。

【平成24年度雇用均等室における法施行状況】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000335p5.html>

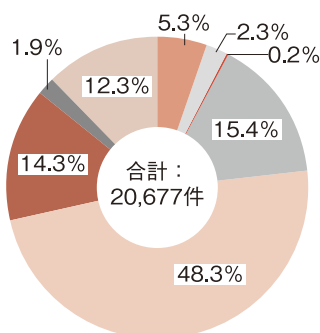
（※1） 都道府県労働局長による紛争解決の援助

労働局長が、労働者と事業主との間のトラブルを公正・中立な立場から、当事者双方の意見を十分に聴取し、双方の意見を尊重しつつ、問題解決に必要な具体策の提示（助言・指導・勧告）をすることによりトラブルの解決を図る制度です。

（※2） 機会均等調停会議、両立支援調停会議、均衡待遇調停会議による調停

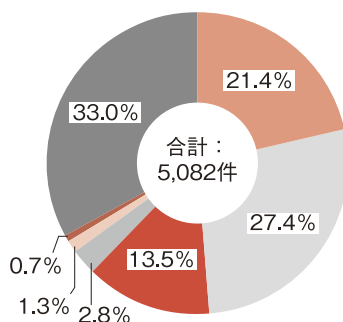
調停委員が、労働者と事業主双方から事情を聴き、紛争解決の方法として調停案を作成し、当事者双方に調停案の受諾を勧告することにより紛争の解決を図る方法です。調停委員は弁護士、学識経験者等の労働問題の専門家です。

図1 男女雇用機会均等法に関する相談内容



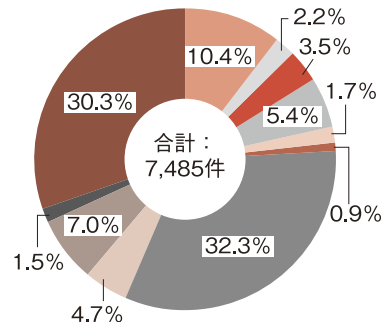
- 第5条関係(募集・採用)
- 第6条関係(配置・昇進・降格・教育訓練等)
- 第7条関係(間接差別)
- 第9条関係(婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)
- 第11条関係(セクシュアルハラスメント)
- 第12条、13条関係(母性健康管理)
- 第14条関係(ポジティブ・アクション)
- その他

図2 育児・介護休業法に関する労働者からの相談のうち、個別の権利の侵害等に関する相談内容



- 【育児関係】育児休業(期間雇用者の育児休業を除く)
- 【育児関係】育児休業に係る不利益取扱い
- 【育児関係】所定労働時間の短縮措置等
- 【介護関係】介護休業(期間雇用者の休業関係を除く)
- 【介護関係】介護休暇
- 【介護関係】不利益取扱い
- その他

図3 パートタイム労働法に関する相談内容



- 第6条関係(労働条件の文書交付等)
- 第7条関係(就業規則の作成手続)
- 第8条関係(差別的取扱いの禁止)
- 第9条関係(賃金の均衡待遇)
- 第10条関係(教育訓練)
- 第11条関係(福利厚生施設)
- 第12条関係(通常の労働者への転換)
- 第13条関係(待遇に関する説明)
- 第14条関係(指針)
- 第15条関係(短時間雇用管理者)
- その他(年休、解雇、社会保険等)

【都道府県労働局長による紛争解決の援助事例】

●期間雇用者の育児休業取得

産前・産後休業、育児休業の取得を申し出たところ、制度がないと言われたために退職の意思表示をした事例

□女性労働者からの申立内容 アルバイトとして入社。労働契約期間は2か月だが、労働条件通知書(労働契約書)を交付されたのは最初だけであり、その後は自動更新している。妊娠し、産前・産後休業、育児休業の取得を希望したところ、担当者からそのような制度はない、アルバイトが取得した前例がないとの説明を受け、本意ではないが退職の意思表示をした。その後、制度があることを知り、担当者に退職せず産前・産後休業と育児休業を取得したいことを伝えたが、取り合ってもらえない。産前・産後休業と育児休業を取得し、働きたい。

□事業主からの事情聴取 労働者から退職したいとの申出は受けたが、退職を撤回し、産前・産後休業と育児休業を取得したいという希望が出されていることは把握していなかった。

□労働局長による援助 会社は、労働者から育児休業の申出があった場合は、その申出を拒むことはできず、産前・産後休業、育児休業の申出を理由として不利益な取扱いを行うことは法律で禁止されていることを指摘した。担当者の対応が不適切であったことも考えられることから、労働者の退職の撤回及び産前・産後休業、育児休業の申出について検討するよう助言した。

□結果 労働者の退職が取り消され、労働契約を更新した上で産前・産後休業と育児休業の取得が認められた。

【調停事例】

●セクシュアルハラスメント

顧客からのセクシュアルハラスメントに対する対応が不適切であったために、休職に追い込まれたとする事例

□女性労働者からの申請内容・主張 顧客から体を触られる、顧客の体を触らせる等のセクシュアルハラスメントを受けたことを直属の上司に報告したが、「見ていた人もいない」等言われ、まったく対応してもらえなかった。精神的苦痛を受け、休職せざるを得なくなったことに対して補償してもらいたい。

□事業主の主張 顧客からセクシュアルハラスメント等があった場合の対応について、周知が不十分であった。会社の申請者への対応については、不適切な点があったと認識しているが、申請者の希望どおりの補償には応じられない。

□機会均等調停会議 調停委員が申請者と被申請者の双方から事情や意見を聴き、検討した結果、①被申請者は申請者に対し、解決金を支払うこと、②申請者や被申請者は、本件紛争および調停内容について今後一切他言しないこと等を内容とする調停案の受諾を勧告した。

□結果 関係当事者双方が受諾し、調停は終了した。



「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の改正の概要

内閣府男女共同参画局推進課

平成25年6月26日、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律が議員立法により成立し、7月3日に公布されました。公布の日から起算して3月を経過した日から施行することとされておりますので、10月3日に施行されます（ただし、連続メールに係る規制については、公布の日から起算して20日を経過した日から施行することとされておりますので、7月23日に施行されています。）。

（改正の背景）

ストーカー規制法は、平成12年の施行以来、被害の未然防止や拡大防止に大きな役割を果たしてきました。しかし、近年、長崎県西海市において女性2名が殺害される事件や、神奈川県逗子市において、行為者が被害者に対してこれまで規制の対象とされていなかった行為を敢行した後に当該被害者を殺害する事案が発生しました。さらに、ストーカー事案の認知件数も高水準で推移し、平成24年中の認知件数は19,920件とストーカー規制法施行後最多となりました。

このような実情や、事案の発生により明らかとなった問題点等を踏まえ、ストーカー規制法について、電子メールを送信する行為の規制対象への追加や、禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大、禁止命令等を求める旨の申出や禁止命令等についての通知など被害者の関与の強化といった措置が講じられることとされたものです。

（改正の内容）

1 電子メールを送信する行為の規制

被害者から拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為が、新たにストーカー規制法の規制対象とされました。

2 禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大

禁止命令等を行うことができる公安委員会については、被害者の住所地に加えて、被害者の居所、加害者の住所等の所在地又はつきまとい等が行われた地を管轄する公安委員会に拡大されることとされました。

また、警告等を行うことができる警察本部長等についても、同様に拡大されています。

3 被害者の関与の強化

警察本部長等は、警告をしたときは、その内容及び日時を被害者に速やかに通知しなければならないこととされ、また、警告をしなかったときは、その旨及び理由を、被害者に書面により速やかに通知しなければならないこととされました。

また、都道府県公安委員会は、職権によるのみならず、被害者の申出によっても禁止命令等を行うことができることとされました。そして、その申出を受けて禁止命令等をしたときは、警告と同様、その内容及び日時を被害者に速やかに通知しなければならないこととされ、また、禁止命令等をしなかったときは、その旨及び理由を被害者に書面により速やかに通知しなければならないこととされました。

4 その他

そのほか、国及び地方公共団体が、被害者に対する婦人相談所その他適切な施設による支援に努めなければならないことや、民間組織活動の支援等を図るため、必要な体制整備や財政上の措置等を講ずるよう努めることが規定されています。

仮設住宅の集会所に保育施設を開設（福島県富岡町）

内閣府男女共同参画局総務課

避難所での生活から見た保育施設の必要性

福島県富岡町の住民は、東日本大震災直後から約4日間、福島県川内村に避難し、平成23年3月16日からは、同県郡山市の「ビッグパレットふくしま」へ避難しました。

ビッグパレットは大規模な施設でしたが、避難者数も多く、身動きがとれないような状況の中で、乳幼児のいる親は、子どもが泣いたり動き回ったりすることを気にして、避難所ではなく車で生活するケースが多くなっていました。

こうした状況を問題と考えた町の職員が、ビッグパレット内のわずかなスペースを確保し、ボランティアによる絵本の読み聞かせ等を行いました。しかし、小学生の子どもが利用すると乳幼児が遊ぶ場所がなくなるなど、きちんとした保育スペースを確保する必要性を感じながらも避難所では実現できませんでした。

また、行政職員は災害直後から出勤しましたが、保育所が閉鎖され、子どもを預ける場所がない中で、大変な状況に置かれていました。災害後しばらくは、居住地以外の市町村にある保育所に入所させることができる広域入所（児童福祉法の規定による）で対応し、町外の保育所等に預けていました。



仮設住宅集会所の外観



集会所内の保育施設

仮設住宅の検討委員会での議論

町の健康福祉課の保育所担当の女性職員は、新しく建設する仮設住宅に必要なものとして、防災担当課へ保育所設置の要望書を提出しました。こうしたこともあり、平成23年4月に、仮設住宅設置に向けた庁内の検討委員会が立ち上がる際、同職員にも声がかかり、委員会のメンバーとして参加することになりました。

仮設住宅の集会所に保育所を設置することについては、「前例がない」、「集会所なので保育施設に向かない」、「集会所は地域住民が使うもので保育所単独で使用するのは無理である」といった理由から、検討委員会の中でもかなり抵抗がありました。

町の保育担当部署は、集会所としての機能は残し、集会所を保育所が単独では使用しないこと、小さな子どもが遊び、生活する施設とするために必要な修繕や設備は町が行うことなど、集会所と保育所を「共存」させるという提案を行い、理解を得ました。

仮設住宅集会所に保育施設を開設

平成23年7月に、富岡町は、町からの避難住民が入居している郡山市富田仮設住宅内に「とみたさくら保育施設」を開設しました。

仮設住宅の集会所を、午前7時半から午後6時までの間は保育所として利用し、それ以外の時間帯は集会所として利用できることになっています。

施設内は子どもが飛び跳ねてもよいよう床や柱にマットを付けたり、ロッカーやげた箱は動かせるよう、可動式としています。また、ドアホンや防犯ブザー等、防犯対策も講じています。

定員は20名で、平成25年7月末時点で、15名が利用しています。また、一時預かりも実施しています。

広域避難者を受け入れる周辺の自治体では、避難者が保育所への入所を希望した場合の対応はまちまちであり、町の保育所が設置されたことで、子どもを預けたい家庭のニーズに応えることができました。

男女共同参画は、日本の希望⑤ 少子化対策としての男女共同参画—性別役割分業型家族の限界

中央大学・教授 山田 昌弘

日本では、少子化が深刻化しています。合計特殊出生率（註1）が、1.5を割り込む状態が20年間も続き、高齢化率は23%（註2）と世界一、人口減少も始まっています。

日本で少子化が長期化した理由には、さまざまな要因がありますが、大きな要因、いや、私は一番大きな要因が、男女共同参画の遅れだと判断しています。

先進国をみると、女性の活躍が進んでいる国、アメリカやイギリスでは出生率の低下はほとんどみられず、フランスや北欧諸国では一時低下しましたが、適切な政策によって出生率は回復しました。出生率が低い先進国は、日本を始めとして、イタリア、スペイン、韓国など、女性の労働力率が低い国ばかりです。

では、なぜ、先進国では、女性が活躍しない国ほど、出生率が低いのでしょうか。それは、高度成長期の工業社会に一般的だった「男は主に仕事、女は主に家事」という役割分業型の家族を形成することが経済的に無理、つまりは、男性の一人の収入では豊かな家族を維持することが難しくなっているからなのです。

工業社会では、会社の正社員である男性の収入は安定して増加しました。しかし、新しい経済が浸透すると共に、雇用が特に若い人の間で流動化します。正社員として安定的に勤められる職の数が減少し、正社員でも収入の増加が見込めなくなります。若年男性の収入が不安定化するのです。

アメリカや北西ヨーロッパでは、このような状況に対応するために、共働き化が進展しました。不安定になった男性の収入だけでは不十分だから、女性が仕事で得る収入が家族生活を維持するために

必要になります。そのため、これらの国々では、女性が子どもを持っても十分な収入を得ながら働き続けられる環境を整えたのです。

さらに、社会保障で子育て家庭を経済的に応援したのです。

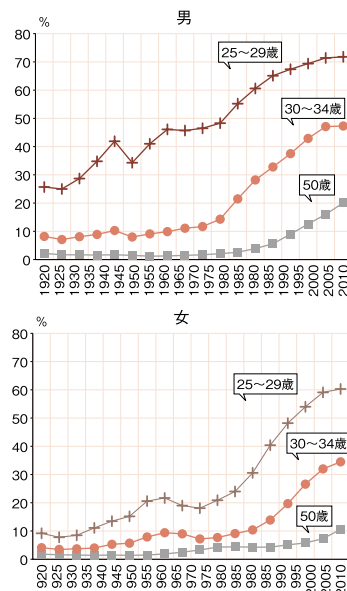
しかし、日本では、「夫は主に仕事で家族の収入を支えるべき」という意識が未だ根強いままです。それだけでなく、若い人の中で、専業主婦になりたいという意識は近年むしろ強まっています。その結果、未婚化が深刻化するのです。

日本の少子化は、結婚しない人が増えることによって起こりました。多少下がり気味とはいえ、今でも結婚した夫婦は、だいたい2人の子どもを育てています。30代前半の未婚率は、2010年で男性47.3%、女性34.5%となりました。子育て盛りの年齢層で、男性の二人に一人、女性の三人に一人が未婚ならば、少子化が起こります。（図1）

そして、日本では、未婚者の大部分は親と同居してます。そして、調査によると、未婚男性の非正規雇用率は高く、一人の収入で家族を維持するのは無理です。一方、未婚女性は男性以上に非正規雇用率が高く、「収入が安定した男性」でなければ結婚しようとしません。親と同居しながら、収入が不安定な男性は結婚を諦め、女性は収入が高い男性と出会うまで待っているけれども、待っていてもみつからない、というのが現状です。

これも、「男は仕事、女性は家事」という役割分業意識に囚われ、かつ、女性が結婚や出産で働き続ける環境が整っていないから結婚が少なくなるのです。つまり、男女共同参画が進んでないことが、日本の少子化の原因なのです。

年齢別未婚率の推移



（注）配偶関係未詳を除く人口に占める構成比。50歳時の未婚率は「生涯未婚率」と呼ばれる（45～49歳と50～54歳未婚率の平均値）。

（資料）国勢調査（2005年以前「日本の長期統計系列」掲載）

註1：合計特殊出生率は、女性一人あたり一生涯に産む平均子ども数を計算したもの。これが、2.1を下回ると、長期的に人口減少が始まる。日本では、高度成長期は、2を超えていたが、1993年以降、1.5以下の超低出生状態が続いている。2012年は、1.39。

註2：2010年の国勢調査で、65歳以上の高齢者が23.1%と世界一。日本と同じく長期的に出生率低下が続くイタリアとドイツが20%前後。出生率が高いアメリカは13%、少子化が始まったばかりの韓国でも11%程度である。

註3：国立社会保障・人口問題研究所の出生動向調査によると、2010年の30-34歳の未婚男性の正社員率は、55.6%、無職率も11.2%である。（女性正社員率49.3%、無職率11.0%）

註4：明治安田生活福祉研究所の2010年の結婚に関する調査（対象20-39歳）によると、未婚女性が結婚相手の男性に求める年収は400万円以上を希望するものが7割を占めるのに、400万円以上の年収を稼ぐ男性は、四人に一人しかいない。（明治安田生活福祉研究所『生活福祉研究』2010 vol.19.No.2）



やまだ・まさひろ／東京大学文学部卒業。東京学芸大学教授を経て、2008年より現職。専門は家族社会学・感情社会学・ジェンダー論。子ども・若者・夫婦・家族を取り巻く現状を多角的に解析して打開策を提言し続け、パラサイトシングル、婚活、格差社会などという言葉を作り出した社会学者。男女共同参画会議民間議員等の公職を歴任し、現在、男女共同参画会議専門委員、日本学術会議連携会員。

Yamada Masahiro



宇部市の男女共同参画への取組について

宇部市長 久保田 后子

宇部市は、山口県の南西部に位置し、人口約172千人、温暖で雨が比較的少なく、豊かな自然環境に恵まれています。

明治以降、石炭産業で栄え、大正10年に村から一躍市となるなど急速な発展を遂げ、戦災復興後は、化学工業を中心とした近代的工業都市へと成長してきました。しかし一方で、降下ばいじんによる大気汚染などの公害が深刻化してきました。そうした状況を「共存同栄・協同一致」という宇部の精神（こころ）の下、「産官学民」が一体となって、科学的なデータに基づく話し合いによって克服しました。この手法は「宇部方式」と呼ばれ、平成9年に国際環境計画（UNEP）から「グローバル500賞」を受賞するなど国際的に高く評価されています。

この市民一丸となったまちづくりへの取り組みは、女性リーダーの活躍による「まちで彫刻を飾る運動」や、まちにうるおいを求める「緑化運動」「花いっぱい運動」などの市民運動の高まりにつながっていき、「緑と花と彫刻のまち」をキャッチフレーズとする現在の宇部のまちづくりのDNAとして受け継がれています。

これらの市民運動の中心的役割を担っていた女性団体は、その後、男女共同参画社会の実現を目指して、学習会や講演会、シンポジウムなど活発な活動を展開していき、行政に対しても、積極的に提案を行いました。そのような熱気あふれる活動の中で、行政の施策も着実に前進し、本市では、平成10年6月の市議会で、中国地方で初めて男女共同参画都市宣言が決議され、続いて「宇部市男女共同参画推進条例」の制定や「宇部市男女共同参画基本計画」の策定をはじめ、他市に先んじた取り組みを行ってきました。

特に、平成20年4月に、配偶者暴力に係る相談業務を充実するため、県下の市町に先駆けて「宇部市配偶者暴力相談支援センター」を設置、平成22年3月に、「宇部市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を策定するなど、被害者への相談の対応や保護、支援の実施について関係機関との連携を図りながら効果的に取り組んでいます。

一方、女性の社会参画の実現を進めるためには、具体的な数値目標の設定とポジティブ・アクションを推進していくことが必要なことから、私が平成21年就任時に掲げたマニフェストに、平成25年度末までに市の審議会委員等への女性の登用率を50%にする目標を入れ、全庁を挙げて取り組んでいるところです。この結果、平成21年6月の35.5%から平成25年6月の48%と登用率が高まっています。

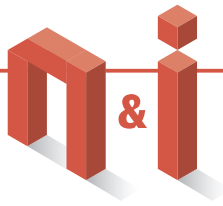
私は、山口県内初の女性市長として就任以来、先人たちから受け継いだ宇部の精神（こころ）を誇りとして、市民が心をつなげて共に栄えていけるよう、英知を結集して、明るく安心安全に暮らせるまちづくりを進めています。

今後も本市のさらなる発展のために「市民と語る、考える、動く」を基本姿勢としながら、平成33年の市制100周年に向けて、総合計画に掲げている「みんなで築く活力と交流による元気都市」の実現を目指していきます。

最後になりますが、本市では、半世紀を超える歴史のある最大規模の国際展である「UBEビエンナーレ（現代日本彫刻展）」第25回展を今年9月29日から11月24日まで開催します。ぜひこの機会に「元気都市うべ」にお越しいただき、楽しいひとときをお過ごしください。



くばた・きみこ／1955年生まれ。1978年、早稲田大学政治経済学部政治学科卒業。1995年、山口大学大学院経済学研究科修了。1995年～1999年宇部市議会議員、1999年～2009年山口県議会議員、2002年環境省環境カウンセラー任命、2009年宇部市長就任。現在2期目。



[News & Information]

1 Info

内閣府

国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業の開催

内閣府男女共同参画局では、男女共同参画推進連携会議、同会議構成団体等とともに、男女共同参画に関する理解を深めるために、全国各地でシンポジウム等を開催します。

○シンポジウム「地球社会を共に生きる～子どものまなざしから考える ワーク・ライフ・バランス～」(一般社団法人国際女性教育振興会・静岡県支部等との共催)

日時：9月30日(月) 13時より

場所：静岡県男女共同参画センターあざれあ(静岡市)

内容：対談「子どもを取り巻く地域と幼稚園」

講演 石原剛志氏(静岡大学教授) ほか

お申込は→<https://www.omc.co.jp/wlb/>

○シンポジウム「女性の活躍で未来を拓く～多様なキャリア形成による経済社会の活性化」(国際ゾンタ26地区・公益社団法人ガールスカウト日本連盟等との共催)

日時：10月11日(金) 13時30分より

場所：岡山コンベンションセンター(岡山県岡山市)

内容：対談 マリア・ホセ・ランデイラ・オスターガード氏、山崎直子氏(宇宙飛行士)

パネルディスカッション「女性のキャリア形成と経済活性化」

詳細：国際ゾンタ26地区サイト<http://zonta-d26.jp/>

4 Info

国立女性教育会館(NWEC)

「NWEC国際シンポジウム」参加者募集

国立女性教育会館では、『男性にとっての男女共同参画』をテーマに標記シンポジウムを開催します。ポティンガー株式会社代表取締役社長 カサンドラ ケリー氏によるオーストラリアにおける「社会変革のための男性チャンピオン」キャンペーンに関する基調講演のほか、専門家によるパネルディスカッションを行います。

日時：平成25年10月5日(土) 13時～17時30分

会場：独立行政法人国際協力機構 JICA研究所

最寄り駅：JR中央線・総武線、都営地下鉄新宿線、東京メトロ有楽町線・南北線「市ヶ谷」駅

定員：100名(先着順)

参加費：無料

申込方法：10月3日(木)までにFAXまたはEメール

FAX 0493-62-9034、E-mail rese2@nwec.jp

問合せ先：国立女性教育会館 研究国際室

TEL 0493-62-6437

詳しいプログラムと申込用紙は、HPからダウンロードすることができます。<http://www.nwec.jp/>

2 Info

内閣府

男女共同参画フォーラム in さいたま(さいたま市)

日時：平成25年11月9日(土) 12:30～16:00

場所：ホテルプリランテ武蔵野(さいたま市中央区新都心2-2)

主催：内閣府、さいたま市

内容：内閣府報告、講演、パネルディスカッション等

参加方法：要事前申込み(10月3日(木)より受付開始。10月31日(木)必着。託児締切は10月25日(金))

申込み先：さいたま市男女共同参画推進センター

TEL 048-642-8107 FAX 048-643-5801

E-mail danjo-kyodo-sankaku@city.saitama.lg.jp

3 Info

総務省

気軽に相談できる窓口～行政相談委員～

皆様の日常生活の中で、国の行政に関する困りごとはありませんか？そんな時には、皆様のお住まいの市(区)町村に配置されている約5,000人の行政相談委員へお申し出ください。行政相談委員は、無報酬のボランティアとして、国の行政などへの苦情・要望を無料で受け付け、秘密は厳守します。政府の男女共同参画の施策に関する相談についても、全国の行政相談委員から指名された約190名の男女共同参画担当委員が受け付け、解決の手助けをしています。

5 Info

国立女性教育会館(NWEC)

「企業を成長に導く女性活躍促進セミナー」参加者募集

国立女性教育会館では、各企業の人材育成の推進者、管理職、女性活躍促進の推進リーダーを対象に、「女性リーダーの育成」(予定)をテーマとした標記セミナーを開催いたします。日帰り参加、部分参加も可能です。是非ご参加ください。

日時：平成25年10月18日(金)～19日(土)

1泊2日

会場：国立女性教育会館

対象：企業における人材育成の推進者、管理職、チームリーダー等 80名

内容：

10月18日(金)

○基調講演：井手 明子氏

(らでいっしゅばーや株式会社代表取締役社長)

○パネルディスカッション、グループワーク、情報交流会 等

10月19日(土)

○講義、グループワーク 等

受講料：有料

詳細はHP (<http://www.nwec.jp/>) でお知らせします。

男女共同参画センターだより

News From Center

さいたま市男女共同参画推進センター

さいたま市 男女共同参画課

「さいたま市男女共同参画推進センター（愛称：パートナーシップさいたま）」は、男女共同参画のまちづくりを推進するための拠点施設として、平成16年5月に開設し、相談事業、学習・研修事業、情報収集・提供事業、団体交流・支援事業等を行っています。

相談事業においては、女性の悩み電話相談・法律相談・心の健康相談に加え、今年5月から男性の悩み電話相談も開始しました。

学習・研修事業においては、女性のリプロダクティブ・ヘルス／ライツや、離婚の知識、貧困社会を

生きるヒント、国際社会における女性の問題など男女共同参画社会の実現に向けて多様な観点から企画した講座を実施しています。今年6月の男女共同参画週間には劇作家の平田オリザさんを講師に迎え、「未来型コミュニケーション能力とはなにか～わかりあえないことからの出発～」をテーマとした講演会を開催しました。異文化間のコミュニケーションの課題について考えるとともに、対話を重

視したコミュニケーション能力の必要性について会場一体となって学びました。

また、デートDV防止啓発のために、市内の大学や高校において、出前講座を行うなど若年層への働きかけも行っています。

情報収集・提供事業においては、男女共同参画やジェンダー、女性史、DV問題等に関する図書の他、センターで実施する講座のテーマや講師に関連した図書等を収集し、講座開催時に



平成25年度
男女共同参画週間記念事業

「おすすめ本一覧」を作成・配布して紹介するなど情報コーナーの利用促進を図っています。

11月には内閣府との共催により、「(仮)男女共同参画フォーラムinさいたま」を実施予定であり、準備を進めているところです。

今後も、性別にかかわらずなく、一人ひとりがお互いを認め合い尊重しながら、個性と能力を十分に発揮し、共に参画できる男女共同参画社会の実現を目指して、各種事業の展開を図ってまいります。

編集後記

内閣府男女共同参画局のホームページのデザインをリニューアルしました。

写真や画像を多めに使い、今までより大分見やすく、検索しやすくなったと自負しております。また、本誌「共同参画」も、今までと同様に、全文を掲載しておりますが、こちらも、見やすくなったと思っております。

皆さん、ご覧になって如何でしょうか。ご感想などをホームページの「御意見・御感想」欄からお寄せいただければと思います。

また、チャレンジキャンペーン「理工（リコウ）・チャレンジ」が、女子高校生・女子学生の皆さんにとって親しみやすく、理工系分野への選択を応援しているということが伝わるようなロゴデザインのアイデアを募集しています。ホームページからふるってご応募ください。

（編集デスク K.K.）

【9月号表紙】

イラストレーション／
平田利之

「家事力のある男性は魅力的だ。」

Kyodo-Sankaku

月刊総合情報誌
「共同参画」9月号

<http://www.gender.go.jp>

<http://www.facebook.com/danjokyodosankaku/>

第60号 ● 2013年9月10日発行
編集・発行 ● 内閣府
〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府男女共同参画局総務課
電話 ● 03-5253-2111（代）
印刷 ● 日昇印刷株式会社



シンポジウム

地球社会を共に生きる

～子どものまなざしから考える ワーク・ライフ・バランス～
(国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業)

参加費
無料
定員 100名
(先着順、事前登録を
お願いします)

第1部 報告「子どもの置かれている現状に視点をあてて」

～静岡県内の幼保園・認定子ども園の視察研修から感じたこと～

第2部 対談「子どもを取り巻く地域と幼稚園 ～スウェーデン・日本・静岡～」

第3部 講演「子どものまなざしから考える ワーク・ライフ・バランス」石原 剛志 氏(静岡大学教育学部教授)

開催日時

平成25年**9月30日**(月)

13時00分開始 開 場▶12時30分
終了予定▶16時00分

参加申込み

〆切:平成25年9月27日(金)

以下のいずれかの方法で参加お申込みください。

会場定員(100名)に達し次第締め切ります。

小さなお子様(乳児～就学前)対象の託児サービスもご紹介します(無料)。

①氏名、企業・団体・学校名、連絡先(メール・電話・FAX)を記入し、FAXで申込み

FAX 03-5362-0121

②下記の事務局ウェブサイトのお申込みフォームから

URL <https://www.omc.co.jp/wlb/>

受付窓口:株式会社オーエムシー(電話 03-5362-0120)



開催場所

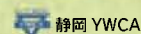
静岡県男女共同参画センター あざれあ
4階 第1研修室

JR静岡駅より 徒歩9分

主催



男女共同参画推進連携会議



SWOSの会



一般社団法人国際女性教育振興会・静岡県支部



静岡県談み聞かせネットワーク



みらい子育てネット静岡市



静岡県男女共同参画センター交流会議

後援

静岡県、静岡市